

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 25 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 4 月 12 日（月曜日）		開会 13 時 28 分		閉会 15 時 51 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、田村、山腰、水口				事務局	中嶋事務局長
		委員外議員～窪之内、井上					田湯次長
欠席委員							山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 概 要	○ 休憩中、4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。						
	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 滝川市都市交通マスタープラン(素案)について						
	(2) 滝川市勤労者福祉共済事業の民間移管について						
	(3) 「こどもたちに大空のプレゼント」の開催について						
	(4) 北洋銀行滝川駅前支店の統廃合について						
	(5) 農業開発公社について						
	2. その他について						
	○ 若山部長から、平成22年4月1日付けの機構改革により、今まで経済部が所管してきた						
	そらぷちキッズキャンプ開設に関する業務については、総務部内のそらぷちキッズキャンプ						
	開設支援室が行うことになった旨の報告があった。						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 山 木 昇 印							

平成22年4月9日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成22年3月24日付け滝議第226号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

会計管理者兼理事

総括理事

総務部長

総務部財政課主査

経済部長

経済部参事

経済部商工観光課長

経済部商工観光課主幹

経済部商工観光課副主幹

経済部商工観光課主任主事

経済部商工観光課元気タウン推進室長

経済部商工観光課元気タウン推進室次長

経済部商工観光課元気タウン推進室主査

経済部農政課長

経済部農政課副主幹

建設部長

建設部技監

建設部土木課都市計画室長

建設部土木課都市計画室副主幹

建設部土木課都市計画室主査

建設部土木課都市計画室主査

飯 沼 清 孝

高 橋 賢 司

吉 井 裕 視

堀之内 孝 則

若 山 重 樹

~~多 田 幸 秀~~

五十嵐 千夏雄

日 口 裕 二

志 賀 久 幸

青 木 康 男

千 田 史 朗

長 瀬 文 敬

加 地 幸 治

新 井 敏 幸

鎌 塚 忠 夫

大 平 正 一

三 谷 文 彰

千 葉 強

湯 浅 芳 和

田 邊 義 明

中 井 崇 敬

(総務部総務課総務グループ)

第 25 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

H22. 4 . 12 (月) 13 : 30 ~
第 三 委 員 会 室

○開 会

○委員長挨拶 (委員動静)

○ 休憩～4 月 1 日付人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

(1) 滝川市都市交通マスタープラン (素案) について

(資料) 都市計画室

《経済部》

(2) 滝川市勤労者福祉共済事業の民間移管について

(資料) 商工観光課

(3) 「こどもたちに大空のプレゼント」の開催について

(資料) 商工観光課

(4) 北洋銀行滝川駅前支店の統廃合について

(資料) 商工観光課

(5) 農業開発公社について

(口頭) 農 政 課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第25回 経済建設常任委員会

H22.4.12(月)13:30

第三委員会室

開 会 13:28

委員動静報告

委員長 全員出席。委員外議員～窪之内、井上。
休憩する。

休 憩 13:29

(4月1日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。)

再 開 13:39

委員長 会議を再開する。(1)について報告を願う。

1. 所管からの報告事項について

(1) 滝川市都市交通マスタープラン(素案)について

千葉室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(1)について報告済みとする。所管の
入れかえにつき若干休憩する。

休 憩 13:44

再 開 13:45

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(2)について説明を願う。

(2) 滝川市勤労者福祉共済事業の民間移管について

五十嵐課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。(3)に
ついて説明願う。

(3) 「こどもたちに大空のプレゼント」の開催について

日口主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

山 腰 予算が記載されていないがどうなっているのか伺う。

日口主幹 予算については協会が全面負担をするという考え方で開催を計画している。金
額については、20万円規模で計画している。

山 腰 例年はどうぶつらんどもオープンしたと思うが、今現状はどうなっているのか
伺う。

志賀副主幹 どうぶつらんどは、例年4月29日がオープン日になっていて、ことしは積雪が
まだかなりあるが、同じく4月29日を予定している。

山 腰 4月29日にオープンするのであれば、5月5日に子供の日のイベントがあるわ
けで、どうして一緒にしないのか伺う。

若山部長 多分山腰委員は相乗効果を考えられていると思われるが、4月29日は従来から
公園開きの日であるため、どうぶつらんども北電公園に隣接していることから
その日に合わせて行っている。「こどもたちに大空のプレゼント」は子供の日に
合わせて行う。他意はないが、従来どおりの形で考えている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)(3)について報告済みとする。(4)について説
明を願う。

(4) 北洋銀行滝川駅前支店の統廃合について

長瀬次長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

山 腰	① 兼ねてからの計画であるが、当初旧北洋銀行の跡地を札幌銀行が建てるということで、今も空き地になっているが、今後どうなるのか伺う。
千田室長	② 札幌銀行が抜けた後は、空き室になるのか伺う。 ① 角地については、北洋銀行から聞いたところ、現在売るつもりはない。買主がいたら買ってもらいたい。今のところ、買い取りはないと聞いている。 ② スマイルビルの面積については、117坪ほど北洋銀行の部分がある。これについては、滝川市長のほうからも、何とかあいた後に入れてほしいという部分で、申し入れもしている。
山 腰 千田室長 委 員 長 副委員長	北洋銀行に依頼したのか。 北洋銀行については、何とかして入れていきたいと検討しているところである。他に質疑はあるか。
若山部長	北洋銀行のあいた場所対策というのは、何か実効性が期待できるというようなものなのか。それとも、検討されるということであれば、条件について伺う。 記者発表される前の4月2日に、この統廃合の担当役員である常務と、滝川支店長、駅前支店長が、市長にこの関係を報告に来られて、滝川市長のほうから、あの場所は駅前の顔でもあるのであの場所がなくなると客の動態という観点からも打撃になるので要望はしたが、その要望が実現できなかったことが大変重いつているという発言をされた後に、ぜひあの場所が空き店舗にならないように考えていただきたいという申し入れをした。常務からは、ビル全体としては権利関係が問題になるので、自分たちが今どうこうということではないが、汗をかくところはいくという話である。その後の動きについてはいろいろな話は聞いているが、具体論としては、はっきり我々のほうには聞こえてきていない。4月2日に記者発表されたので、我々からもその辺をアプローチしていきたい。
副委員長	いろいろな数値で、北洋銀行、北海道銀行の経営が非常に好転している。借金を返して、積極的な見解をしていくということが言われている中で、さらなる展望、削減ということであるから、企業責任は果たしてもらわなければならないと思う。これまで、銀行が立ち並ぶに当たって、貸し渋りも含めて地域経済を犠牲にして立ち直ってきたという意味で、一般的なことなく、あなた方に責任を果たしてもらいたいということで計画を定期的に聞いていく姿勢が滝川市に必要ではないかと思うがいかがか。
若山部長	この統廃合は、もともと札幌銀行との統廃合によって半径500メートル以内の店舗を順次統廃合していくというのが趣旨であり、その時点で、赤字、黒字が別なもので、先般も常務のほうからは他意はなく取り仕切っているとのことだった。本店に来てそのような要望をしたということも酌んでいただいて、一番最後まで残ったという話もしていた。私たちも、最後まで残していただいたことに感謝していることも話した。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (4) について報告済みとする。所管の入れかえにつき若干休憩する。
	休 憩 14:08
	再 開 14:12
委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。(5) について説明を願う。
	(5) 農業開発公社について
飯沼理事	追加資料や新たな報告はない。前回の委員会で資料要求があった件について、

皆さんの机上に配付するのが遅くなった。要求いただいた資料すべてを提出することにはならないが、一応、農業公社取締役会でも協力いただいたところである。今回の資料提出については、1つには、自治法243条の3第2項、財政状況の公表等により、長が議会に提出する書類としての位置づけがないこと、また、同じく221条第3項に基づく予算執行に関する長の調査権。これで知り得た業務上の事項については、その取り扱いを慎重、むやみに外部に漏らすことのないようにしなければならないという解説があること。さらに、今申し上げた開発公社の取締役会において、今般の資料請求については会社法上の情報開示の範疇を超えるという判断をされた。それらの点について、会社の判断を十分に尊重し、総合的に判断して、今回配付した資料のみ提出させていただくことになった。

委員長
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

先に配付された資料について質問したい。

① 原料タマネギを日付ごとに求めたが、結局最終的には1,100トンというような数字が報告書にあった。1,100トン計画どおり入れられたのか、最終トータルのトン数を伺っておきたい。

② 残したタマネギの転売実績、これもいつ何トンということでの資料をいただきましたかったが、とにかく、2月の時点で腐る、余るということがわかっていて、最近公社の周りに行ってみるが腐った形跡はない。2、3、4月とかなり転売できる状況があったのではないかと思います。転売のトータルは伺いたい。また、廃棄タマネギの出された資料で、結局、平成20年7月に166トン廃棄している。これを何トントラックで廃棄されたのかかわからないが、大変な作業であったかと思う。本当に7月だけで廃棄したのか。第三セクターの損失は滝川市が補償することになると思うので、せめて何月に何トンかの詳しい答弁はしていただきたい。

③ 経営会議や取締役会の時系列が出されたところだが、19期の初めての経営会議は平成20年4月に行われている。翌年の20期については、例年3月か4月に行われている取締役会議を行わないで経営会議を3回も行っている。経営会議というのはいつから農業開発公社として始めたのか、いつ付か。取締役会議は平成21年4月に本来行うべきものを決算見込みについて行い、常識的なものを経営会議で済ましてしまったというのは非常に違和感を覚える。このことについて伺う。

委員長

若干休憩する。

休憩 14:17

再開 14:18

委員長
若山部長

休憩前に引き続き会議を再開する。

① 1,100トンが最終的に入った。多分これは19期の話と思う。

③ 経営会議の関係であるが、書類を持ち合わせていない。

委員長

答弁調整のため、14時30分まで休憩する。

休憩 14:20

再開 14:35

委員長
若山部長

休憩前に引き続き会議を再開する。

① 先ほど答えたタマネギの入荷量で1,100トン入っているというのは確実にある。

② 転売実績、トータル実績ということについては、先般行われた経済建設常任委員会の中で、6点目に廃棄したタマネギが何トンだったかということであったが、先ほど理事が申し上げたが出せない書類ということで勘弁願いたい。また、転売のトータルも、前回2点目で在庫したタマネギをどこに、いつ、どれだけ転売したかということであるが、これも資料の提出ができなかったことを含んで、答弁は控えさせていただきたいと思う。経営会議については課長から説明する。

新井課長

③ 会社の社長と役員で構成する経営会議は、任意的には前にも行っていたが、株主総会の資料等にも提示してあるとおおり、ある程度形を整えて始めたのは20期からである。

副委員長

今の話題以外の質疑をしてよいか。

委員長

よし

副委員長

① 情報開示については、総務省の第三セクターとの抜本的改革等に関する指針で、タッグ計画の基本にもなっている指針である。ここでは議会での説明と、住民への情報公開としてインターネット等を活用して地域住民にわかりやすく積極的に努める等々のことが書かれている。こういう中で、普通の第三セクターでさえ総務省は求めている。今回のように損失補償までしていて債務超過が売上の7割から9割まで来ているという、総務省の区分けでいうと採算性が取れないと断定されるような第三セクターに対して、粉飾決算を行っている。しかも、市の職員が主導であった。こういうことを市民にどのように情報公開していくのか伺う。

② 提出された資料の中で、農業開発公社の20期の貸借対照表の純資産の部の株主資本が、粉飾でない正確な数値としてマイナス5,462万8,000円になるという。19期も4,000万円を超えている。会計の常識と一般人の常識とは違うので、一般人にわかりやすいように資本金を超えて株主資本がマイナスになっているということについて伺う。

③ 今回出された農業開発公社粉飾決算の資料だが、平成20年8月、9月に原料の売却等についての商談。また、9月にはタマネギの転売についての協議というふうに書かれているが具体的にここで売却や転売を考えたタマネギの量はどれくらいか伺う。

④ 責任問題について、前社長について調査チームとして聞き取りを行う考えがないという答弁が、繰り返されている。ただ、先ほどの総務省の指針では、第三セクター等の経営は、独立主体として自ら事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。この総務省の方針に反するのではないかと伺う。

⑤ 現社長についてであるが、あわせて指針に書いてあるが、経営者は任務形態により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理、または再生を行うこととなった場合等にあつては、倫理上の責任追及、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等にかかる損害、賠償請求や、刑事上の責任追及が問われることがあることについて、十分に認識しておくべきであるとされている。この問題では、これまでに窪之内議員の質問に対する総務部長の答弁であったと思うが、会社法上取締役等は任務を行ったときに会社に賠償責任を持つ。故意、過失義務違反行為はなかった。人為的か、必然的かということ、社会的な要因で、結果的に腐敗した、廃棄した。営業的拡大の方針で経営して

きた。そのことをもって任務違反行為に当たるかという認められない。こういう判断を答弁されている。しかし、それに対して、新東京法律事務所編の会社役員の仕事という本の中で、どんなことが書かれているかという、代表取締役の責任については、結果的には、経営には常に多少の危険が伴うもので、結果的に失敗したからというだけでは責任を負わされるものではない。しかし、判例からみると、当初から会社に損害が生じることが明白であった場合、それとどう支出すべきか重大な判断の誤りがあった場合、あるいは放漫経営と評価されるような場合は代表取締役に責任が認められると書いている。こういうことからいうと、今回の事例というのは、1つは、2月の時点で、何百トンかわからないが、赤字になるということは確実な状況であった。売っていくというような、方針は決めたが結局転売ゼロという答弁である。幾ら第三セクターだから情報開示に限界があるといっても、転売したということは滝川市の趣旨や損失補償に対する努力結果であるから、答弁できないということは、やはり転売できなかったということである。これは、当初から会社に損害を生ずることが明白であった場合にもかかわらず、具体的な行動を取らなかった結果である。結局この19期は、1,100トン入れるということが、まず、他の年度より多かった。なおかつ、40数トンのトマトの加工を行っている。トマトの加工を40数トンというのは、私も最初は重く評価をしていたが、タマネギの加工は年間300トン台であり、それに対してトマトを40数トンやったということは、2カ月まるまるかかる仕事である。結局これで、2カ月ずれ込んでタマネギの加工ができなかったということである。こういうのを放漫経営という。現社長の責任というのは、総務部長の答弁では任務違反行為に当たらない。だから損害賠償も請求しないということだった。これは考え直す必要があると思うので伺う。

⑥ A取締役についてであるが、もっとひどい。今言ったようなことをその担当取締役、担当取締役というのは責任を負うということらしい。他の取締役とは別格である。この問題の担当である。それで、結局2月に経営会議で報告したわけだが、売れないということを隠し続けたわけである。しかも、廃棄したということも隠し続けた。翌年は1,500万円の製品になっていると言って、会社経営に対して本当に悪質な妨害をした。こういう人が任務違反行為に当たらない。善管注意義務違反に当たらない。この方は、懲戒処分を受けているが、会社として損害賠償を求める対象に当然なるわけで、A取締役を最も損害賠償請求の対象とすべきに思うがいかがか。

⑦ 粉飾を見抜けなかった人たちで、再生に向けた取り組みができるのかということである。今回、新しい取締役には経済部長が入っただけで、経済部長も次長の職にあった際には見抜けなかった1人である。そういう点でいうと、本当に再生する考えが公社の取締役会にあるのか非常に懸念するが伺いたい。

⑧ 予算委員会で聞いたが、予算にかかわらないということで、予算委員会には答弁が出なかった。2月9日に懲戒処分をされた公社の社員が、何と定年延長で社員としている。こういう人事を公社で行っているという話をよく知っているという方から私は伺った。こんなことが、もし事実だとしたらとんでもない話である。だれの判断で行ったのか伺う。定年退職した方を、社員として再雇用したということであれば、これは少なくとも、それにふさわしい方を雇用しなければならない。ところがこの方は、A取締役ではできなかった粉飾をやった、まさに、経理の方である。この方がいなかったら粉飾決算は絶対できな

かった。数字をつくったのはこの人である。この人が、正社員として採用されるようではとてもでないが、公社の今の取締役会に対して、信頼を寄せることはできない。だれの責任で行ったのか何う。

⑨ 現社長の答弁の整合性であるが、現社長はこれまで行政報告あるいは、減給条例議案の質疑で答弁している。歩どまりが悪いのは20期で、私も悪いのはわかっている。292トンのうち、相当数が繰り越されてきたのだと思う。その話は聞いているし、窪之内議員も言うようにどこかに原料で売のならタマネギのままで売ってほしいし、それから新規開拓も含めてと言っている。20期の決算においては、売上高以上に製造原価が高まっていることになっている。そういうことから原料分は相当数使えなかったのだと認識したと答弁している。何が、整合性が合わないかという、20期の4月時点くらいでまだ売れ売れということと言ったと現社長は言っている。別の答弁では20期に入ってから原料を開いて皮をむいて見ると、腐れが相当はっきりしていたので、4月時点で認識したと思っている。これは20期の4月ということは、21年の4月ということで1年ずれている。経済部長や今回の取締役が言ってきたのは20年の2月、4月の時点の売れという話であり、副市長は21年の4月くらいで売れと言ったという話である。もう一つは20期の損益計算書を見ると、20期の決算においては、売上高以上に製造原価が高まっていることになっている。これをそのまま見ると20期の当期製造原価は、1億77万円で、売上高は9,874万円でここでは売上高以上に製造原価が高まっている。そういうことから、私としては副市長である現社長は原料分が相当数使えなかったという認識にたったと言っている。ここがおかしい。この損益計算書では、期末製品棚卸高の1,759万円が計上されている。1億77万円の中には相当数腐れがあって売上高を下回ったのであれば、この1,700万円がないのであればわかるが、1,700万円を製品としてつくったわけだから、その結果、製造原価も1億にはね上がったわけで、製品として1,700万円という、恐らく1年間の売り上げの2割くらいであり200トンのうち年間の製造原価5,700万円、人件費2,200万円でその2割とすれば800万円の400万円くらい原価をかけて製品にしている。つまりこれからいうと現社長が言っている原料分は相当数使えなかったという認識はおかしい。これまでにない1,700万円の製品在庫を使えたという認識を持たなければならない。この損益計算書からは原料分は相当数使えなかったという話にはならない。明らかに現社長の答弁の中身は整合性を失っているという点で、調査グループとして、こういうことを言う現社長が、きちんと調査に対して誠意を持って答えてきているのかということに疑わざるを得ない。見解を伺いたい。

委員長

若干休憩する。

休憩 15:02

再開 15:09

委員長
飯沼理事

休憩前に引き続き会議を再開する。

⑨ 私のほうから、最後の答弁の整合性ということであるが、答弁した本人ではないので、はっきり申し上げられないかもしれないが、まず、年と期の表現が20期の4月と言ってみたり、20年の4月と言ってみたり、19期に入ってから4月と言ってみたりしているが、農業開発公社の場合は、資産が翌年の6月が決算となるので、年をまたいでということになる。その辺は、言い間違いをしているのかと思われるが、減量分が一つも使えなかったという認識については、我々

がヒヤリングしたときにも社長が言っていたことであるが、19期から20期に相当の原料を引き継いだ。それが製品ラインに乗せたときに相当腐れがあつて、通常よりも歩どまりが悪くなった。しかし、製造経費はそれに乗せてある。先ほど、副委員長が言われた20期の売上高よりも製造原価が高まっているのは、本来であれば、製品棚卸しにほぼはけていれば売上高に計上されるわけであるが、当然製造原価よりも売上高のほうが多くなるのでそういう解釈になるのではないかと思う。調査に対して誠意を持って答えてもらえたのかについては、我々としては問いかけられたことに、資料を明示してではなく記憶の中での答弁であるので、我々が聞いた限りでは、つじつまの合わない答えではなかったと理解しているので、きちんと誠意を持って調査に対応してもらえたと思っている。

高橋総括理事

① 情報開示の関係であるが、今、農業開発公社について抜本的な改革、改善を提案しているという状況ではない。すべてにわたってこの数値に基づいて云々という状況ではない。財政健全化法絡みのこの数値は5年以内に整理をする。その際には第三セクターと整理債という起債措置についても考えるという内容である。それらのことも含めて、今回の事案についてはどのように情報公開をしていくかについての考え方で、基本的には粉飾決算の事実関係、市の再発防止策を中心として何らかの方法でしかるべき時期に公開をしたいと考えている。

④ 前社長はヒヤリングしないということであるが、粉飾決算という事実の有無の確認を中心として解明したということである。そういう内容の市の報告書をまとめるに当たって前社長へのヒヤリングは必要ないとチームとして判断したということであり、これは今も変わっていない。

⑤ 現社長あるいは担当取締役の損害賠償の件であるが、本会議で私から答弁させていただいているが、特に考え方は今も変わっていない。特に本会議での質問にもあったが、背任、特別背任とかの状況にあるのかということについては、特別背任ということになると、自己もしくは第三者の利益を図り、または株式会社に損害を与える目的で、その任務に背く行為をするという要件がある。そのような会社におけるいろいろな社会的要因は結果的に損害を与えたという事実はもちろんあると思っているが、法的な関係、解釈を含めてそういう判断をした。その判断は今も変わっていないということである。

⑦ 新体制で粉飾を見抜けなかった人間で、再生の取り組みができるのかということであるが、市の立場で申し上げれば再発防止、チェック体制の強化ということでは、長の調査権を駆使して所管である農政課の段階からチェックするということを説明しているわけであるが、市として厳重なチェック体制の強化を中心に、十分再生の取り組みは可能と考えている。

若山部長

② 貸借対照表の株主資本が資本金に比べてすごいのではないかとことだが、実際そのようになっているわけで、利益剰余金がかつてマイナスになっていて債務超過に陥っている。繰越利益剰余金を減らしていかない限りは逆転しない。そういうところでは言われるとおりである。

③ 9月のタマネギの量であるが、今はわからないし、わかったとしても回答できかねるので了承願いたい。

⑧ 会社の定年退職の方の延長の件であるが、本人は減給という処分を受けている。報告書にもあるように、あくまでも中心になった人物がA取締役という

ことで農業開発公社の報告書にも記載してある。彼がいなかったらできなかったのではなかったかという観点では、数字に明るいのは彼であるので、指示を受けながら決算書をつくったということも事実だと思うが、あくまでも指示を受けながら、ということで定年退職、さらに65歳まで継続雇用できると公社の就業規則にもあり、またこういう状況の中で従来から中身のわかっている方をお願いしたいということから、会社にもお願いして本人も了解して進めている。

⑥ A取締役への会社の損害賠償請求についてであるが、総括理事からも説明があったとおり、会社としても取締役会等の中で、前取締役に対して損害賠償を求めるということは決めている。

① 粉飾決算の事実はしかるべき時期に情報公開したいということだが、報告書をまとめて調査する必要がないと言われているわけだから、報告していい時期だと思うので、早々にやるべきだと思う。方法としては広報たきかわにきちんと載せるべきだと思うがどんなことを具体的に考えているのか伺う。

② 粉飾決算とは言いが、事の重大性は大幅な赤字をつくり、それを隠すことで粉飾決算をしたということなので、市民の税金に影響があるということを書かなければ中身のない報告になると思う。腐らせた原因は損害賠償を求める内容のものではないことを堂々と書けばいいわけで、166トンも腐らせてしまったことは、市民でもだれでも思うわけで、それにきちんと答えられるような情報公開にすべきだと思うが考えを伺う。

③ 9月にどれだけ転売しようとしたのか答えられないというのは、損失補償している滝川市に対してそういう態度は挑戦的だと思う。調査チームとしては同じ立場でいる滝川市が損失補償したときに何でこのお金を払わなければならないのかわかりやすく説明する必要があるわけで、そんな答弁はないと思う。議会に対する情報開示が不十分だと思うので考えを伺う。

④ 9月まで実際に転売していたというのだから、あの暑い夏を、あの倉庫で、転売できるような形で越していたと調査チームは見ているわけで、これは常識的なのかどうか、私は全く信じられない。7月に166トン廃棄しているわけだから、廃棄してないで残った分があったということだろうが、こういうことを真実と思ってこの資料を出してきたと思うが、本当に転売可能なものだったと思うのか伺う。

⑤ 現社長についてはどこまでの責任を問うのかということはいろいろあると思う。しかし、前社長については粉飾の事実の有無をまとめるに当たり聞く必要がないとはどういうことなのか。粉飾決算の責任はだれが取るのか。前社長が取らなければならないと思う。本来なら前社長が表に出てきて説明しなければならないことである。前社長だから責任がないという話にはならない、代表取締役をやっていたのだから。粉飾決算の有無をまとめるのには必要ないにしても、あなたは知らなかったのか、どう責任を取るのかと聞くのが当然と思う。そんなことでは適正な調査をしたとは全く思わない。このままでいくというなら不適切だと思うので再度伺いたい。

⑥ 現社長の答弁の整合性については、調査チームが聞いた中ではつじつまが合っていたと言うが、一番大事な議会の答弁では全くつじつまが合っていない。相当数腐っていたが何トンか言えないとか、質疑済みの質問もあるが、議会での質疑がこういうことであれば、次の行政報告等、次の常任委員会等で副市長、

現社長のこれまでの答弁の整合性を調査チームとしてきちんとさせるということについての考えを伺う。

⑦ 懲戒処分直前の社員の定年延長については、粉飾の数字全部をつくった人を仕事の中身のわかっている人だからといって定年延長することに何の意味があるのか。この人はどうしても必要な方なのか。今求められているのはこの公社を改革するために必要な人材であって、幾ら上司の指示だといっても、粉飾を行った人間でしかも60歳定年を過ぎた人に再度期待を寄せるというのは行政としてあってはならない。この判断には現社長も加わっているのか伺う。

委員長

答弁調整のため休憩する。

休憩 15:28

再開 15:30

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

高橋総括理事

①② 情報公開についてだが、現時点では広報等を通じてなるべく早い時期に行いたいと思っている。内容についての意見もあったが、それについては意見として承っておく。

⑤ 前社長の件であるが、これは繰り返しになるが調査チームとして事実関係を解明するに当たって必要ないと判断してのことである。それは今の時点でも判断として変わっていない。

飯沼理事

⑥ 現社長の答弁の整合性であるが、調査チームとして説明させる考えはあるかとの質問であるが、我々としてはつじつまが合っていないという認識はしていないので、あえて現社長に説明をさせるという考えはチームとして持ち合わせていない。ただ、副委員長がそういう見解をされているということは、きちんと副市長に報告しておきたい。

若山部長

③④ 9月に転売して答えられないということだが、腐ったタマネギ云々ということについては、A4の横の票を見てもらえばわかると思うのだが、7月に選果して腐ったタマネギの廃棄というのがあるが、繰越のタマネギはここで全部処分したわけで、それで新たに1,100トンということしの営業枠の中で景気や取引会社の低迷があっては困るからということで、新たに20年度仕入れたものを転売するというもので、腐ったタマネギを繰り越したものを転売しようというのとは違ったタマネギなので理解願いたい。

⑦ 定年延長の件であるが、公社の関係であることで、公社の中ではそのように判断したということで社長も承知している。

副委員長

① 7月に選果して、8月に原料の売却等について商談だとか、9月の転売についての協議が不調に終わるというのは、部長が今言ったことが、いかに変な答弁かということだが、新タマネギが入ってくるのが9月で、入ってきた最初のタマネギを転売する協議が不調に終わるというのはどういうことなのか。みんなは新タマネギがほしいのにいきなり転売するという話をしたというのはそれが事実だとしたら、公社がしたというのであれば不自然な会社だと受け取って終わるが、もし言うべきことがあるなら言ってほしい。

② 副市長の答弁については、つじつまが合っていると話されたが、これは私のメモの話であるがこれが議事録になってきて、20期の4月に売れ売れとかの話が載っていたら、それをそのまま議事録として残す考えなのか。明らかにこれは勘違いしたということなので直すべきだと私は言っているのに、それぐらいのことができなかったら読んでもわからない議事録になってしまうが、それで

いいのか伺う。

飯沼理事 調査チームとして答えている。なおかつ今の件は副市長本人に報告すると申し上げている。その時点で副市長から何らかの指示があれば別の動きがあるし、副委員長のほうで今の段階で勝手に決められるのは私としても納得がいかない。これはあえて言わせてもらう。

委員長 若干休憩する。

休 憩 15 : 35
再 開 15 : 40

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。答弁はあるか。

若山部長 副委員長の質問の答弁で、副市長が292トンを含め1,100トンが入ってきているから、それをまた繰り越すわけにはいかないから適切にと言っている。この時点で8月の売却等の商談というのは、前から292トンが繰り越していくという意味もあって、292トンプラス1,100トンという兼ね合いで副市長は考えていた。166トンの腐ったタマネギの廃棄というのは後でわかった問題で、原料の売却のときには292トンプラス1,100トンというものを処理できないだろうということとで商談というか転売を考えていたということである。

副委員長 議事録については、これは議事録が出てからということで終わる。もう一点は、副市長、社長がどう考えていたのかということで、粉飾決算に至る経過の表ではない。事実の中に事実でないものが入っていたという話で、そういうふうにしかなれない。そういう表であれば成立していないのではないのか。

若山部長 これはあくまでも事実に基づいてつくったもので、見るときの視点によってそういう考えは出てくるかもしれないが、あくまでも事実に基づいてこういう決算や廃棄をしたというものを載せている。

副委員長 事実に基づいたとはいえ、もう166トンは廃棄して30トンは使用していないわけだから、ないものを商談したり、協議したりすることは変でないのか。

若山部長 どういう時点で説明文をつければいいのかということになると思う。原料の売却等の商談ということで、タマネギは現実にはなかったかもしれないが、その時点ではあると思って商談していたわけで、実際に商談も行っていた。注釈ということでは必要かもしれないが、これは現実には合ったという方向で行っている。

副委員長 今言っていることは異様である。つまり、タマネギがまだあるということを証明するために商談をしていたということで、商談をしたのは副市長だとか話されたが、商談をしたのはあくまでもA取締役であって、転売の協議に参加したのはだれかわからないが、9月の協議の中に社長は入っているのか。8月と9月について、だれが商談や協議をしたのかを明らかにしてほしい。

若山部長 私が副市長が云々と言ったのであれば訂正させてもらう。副市長の答弁の中ではという話の前提で言ったわけで、ここの商談を副市長がやった云々ということで答えているつもりはない。もし私がそう答弁したのであれば訂正する。副委員長が言うように何を載せて、何を載せないかによってずいぶん変わってくる問題で、私たちとしてはこういう時系列をまとめてということで整理をさせてもらった。その中でこれは副市長が知らないのに云々というのは、それはそうかもしれないが、あくまでも現実としてあったことを整理させてもらったので了承願いたい。

副委員長 副市長がこの商談を協議したのかということを確認したい。

委員 長

若干休憩する。

休 憩 15 : 45

再 開 15 : 46

委員 長
副委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。副委員長。

5月には次の常任委員会が行われると思うので、そのときで結構なのでだれがこの商談、協議をしたのかということを明確にしていきたい。もしこれを副市長が商談、協議したというのであれば、まだあると思っているのだからわかるが、A取締役がやったとすれば、内部がわかってやっているということで、悪質で職務専念義務違反になるので、くどくどと聞いていることも理解していただきながら次の機会に協議したいと思う。

委員 長
山 腰

他に質疑はあるか。

副委員長の質疑の中で、若山部長の答弁でA取締役が懲罰を受けて定年制を延長して会社は再雇用したと言ったがどうなのか伺う。

若山部長
委員 長

A取締役はその時点で退職した。公社で雇っている課長の話である。

他に質疑はあるか。(なし)

2. その他について

委員 長
若山部長

その他について何かあるか。

そらぷちキッズの所管について、4月1日の機構改革の中で総務部の中にそらぷちキッズ開設支援担当ということで参事が置かれた。今まで経済部で持っていたそらぷちキッズキャンプの開設支援推進本部会議の関係も、総務部参事が担当することになり、今まで経済部において土地利用の関係を含めそらぷちキッズとつながりを持って窓口としてやってきたわけで、総務部のほうがいろいろと横断的に担当できるということから、これからは総務部で取り扱っていくということになった。経済部においても物産展でキッズキャンプとも連携を取ってPRに努めて支援していきたいと思っているので理解を願いたい。

委員 長

委員から何かあるか。(なし) 事務局からあるか。(なし)

3. 次回委員会の日程について

委員 長

次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)

以上をもって、第25回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 15 : 51